

報道関係各位

## 件 名 高額介護サービス費の算定誤りについて

### 概要

介護保険における介護サービスの1か月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する「高額介護サービス費」の算定について、公費負担医療対象者の自己負担額の算定にシステム上の誤りがあり、過少支給が生じていました。

支給誤りの原因となったシステムについては改修し、高額介護サービス費を誤って少なく支給していた方、支給が漏れていた方に対し、お詫びと追加支給についてご説明し、振込手続きが整い次第追加支給いたします。

対象となる市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後このようなことのないよう、システム委託業者とも連携し、再発防止に努めてまいります。

(1)過少支給が生じた（追加支給となる）期間

令和2年12月～令和4年4月分

(2)追加支給の対象人数等

13人（9世帯）、合計63,361円

※ 保険給付の消滅時効に該当する方はありません。

飯能市福祉子ども部  
参事兼介護福祉課長 関根  
連絡先 042-973-2118